

藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン（案）について

1. ガイドライン（案）の位置づけ

平成30年9月市議会定例会において、「いわゆるごみ屋敷対策条例の制定に向けて市当局に対して働きかけを求める陳情」が趣旨了承とされたことを受け、市では、プロジェクト会議を立ち上げ、これまで条例化を含めた検討を進めてきました。

その結果、居住者に対する福祉的・伴走的な支援、及び地域住民からの理解と協力を得ることを目的としたガイドラインの策定が有効であると考え、その旨を、令和3年6月市議会定例会においてご報告し、その後、庁内関係部局や支援関係機関との調整を経て、「藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン（案）（以下「ガイドライン（案）」とします。）」をまとめました。

このガイドライン（案）は、主に、いわゆる「ごみ屋敷問題」の相談対応を行う市の関係部局や支援関係機関等に向けたものであり、その居住者が抱える複合的な生活課題に対する支援を行うためのツールとなるものです。

なお、いわゆる「ごみ屋敷問題」に対する市の責務としては、近隣の生活環境への配慮を含め、総合的な視点に立って課題を捉える必要があり、ガイドラインの策定後、その実施状況を踏まえ、全体的な効果及び有効性を検証し、必要に応じてガイドラインの見直し等について検討していきます。

表：これまでの検討経過

2019年（令和元年） 8月～	庁内関係課（6課）及び市社会福祉協議会によるプロジェクト会議を立ち上げ、検討を行うとともに、事前の書面調査で抽出された108件について、実態調査を実施
2020年（令和2年） 3月	
2020年（令和2年） 12月	藤沢型地域包括ケアシステム専門部会「環境整備等」において、プロジェクト会議検討結果を報告・検討
2021年（令和3年） 1月	藤沢型地域包括ケアシステム推進会議（外部審議会）委員から意見聴取
5月	藤沢型地域包括ケアシステム庁内検討委員会において、検討結果を報告するとともに、市としての方向性を協議
6月	令和3年6月市議会定例会厚生環境常任委員会へ報告
8月～11月	ガイドラインの素案を作成し、庁内関係部局および支援関係機関と協議を行うとともに、藤沢型地域包括ケアシステム推進会議委員から意見聴取

2. ガイドライン（案）におけるポイント（詳細は「資料2」を参照）

ガイドライン（案）では、いわゆる「ごみ屋敷」発生の要因を、身体能力または判断力の低下や、精神疾患、認知症等による個体要因と、家族関係やライフイベント等による社会環境要因に分け、その原因の解決に向けた支援に主眼を置いています。また、その居住者自身においては、セルフネグレクト（自己放任状態）に至り、地域から孤立している状態が多くみられるため、ソーシャルワークの手法を用いた早期の対応と粘り強い伴走的支援を行うことを求めています（「資料2」3～4ページ）。

また、ガイドライン（案）では、支援の対象と定義を明確にし、相談、苦情、情報提供が寄せられてから、現地調査、アプローチとアセスメント、支援プラン作成、排出支援の実施、アフターフォローと継続支援など、そのプロセスと支援における留意点をまとめています（「資料2」5ページ～）。

そして、居住者自身と、近隣も含めた良好な生活環境の確保とともに、地域からの孤立状態の解消を図ること、さらには地域住民の理解と協力を得ながら、見守り・予防的支援を行う必要性を記しています（「資料2」14ページ～）。

図：ガイドライン（案）における支援イメージ



いわゆる「ごみ屋敷」を形成する要因（個体要因・社会環境要因）の解決をめざす

【効果】 居住者及び近隣の良好な生活環境の確保
地域における孤立状態の解消

3. 今後のスケジュール

2021年（令和3年）

12月 市議会定例会厚生環境常任委員会に報告
藤沢型地域包括ケアシステムにかかる各会議体で意見交換

2022年（令和4年）

1月～3月 ガイドライン（案）に基づき、市の関係部局や支援関係機関による試験的運用を行い検証・修正

4月 ガイドライン施行

以上

（事務担当 福祉部地域共生社会推進室 環境部環境総務課）